

寄 附 金

1、寄附金の範囲

法人税法37条（寄附金の損金不算入）

7 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。

(a)	上記の費用であっても、それらが広告宣伝費、交際費等、福利厚生費として認められるものは寄附金とされない。
(b)	最終的に国等に帰属しない寄附金は国等に対する寄附金とされない（基通9-4-4）。
(c)	公共企業体等に対する寄附金は、国等に対する寄附金に該当しない。
(d)	造成団地の経営に必要とされる道路、公園、緑地、水道、排水路、街灯、汚水処理施設等の施設を公共団体等に帰属させることとしても工事原価に算入され、寄附金とはされない。
(e)	宅地開発等の許可を受けるために地方公共団体に対して宅地開発等に関連して行われウ公共的施設の設置等に充てるものとして支出する負担金は、寄附金に該当しない。
(f)	地方公共団体等が造成した土地を取得するに当たり土地の購入の代価のほかに、支出しや一定の負担金は寄附金に該当しない。
(g)	法人が損金として支出した寄附金で、その法人の役員等が個人として負担すべきものと認められるものは、その負担すべき者に対する給与となる(基通9-4-2の2)。
(h)	仮払寄附金は支払時の寄附金となる(基通9-4-2の3)。 ※申告書別表四で、「仮払寄附金認定損」として減算する。
(i)	未払寄附金又は手形の寄附金はその支出があるまでは寄附金とされない(基通9-4-2の4)。 ※申告書別表四で、「未払寄附金否認等」として加算する。
(j)	法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を廃止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しない。
(k)	法人がその子会社等の解散、経営難の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しない。
(l)	災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のためのに、一定の募金団体に支出する義援金等は、国等(地方公共団体)に対する寄附金とされる。
(m)	災害の場合の取引先に対する売掛債権の免除等は、交際費又は寄附金以外の費用として取扱われる。
(n)	災害の場合の取引先に対する低利又は無利息による融資は、寄附金として取扱われない。
(o)	災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等は、寄附金以外の費用としてその支出した日の属する事業年度の損金の額に算入される。
(p)	特定公益信託の信託財産とするために支出された金銭の額は一般の寄附金とみなされる。
(q)	特定公益信託のうち認定特定公益信託の信託財産とするために支出された金銭の額は特定公益増進法人に対する寄附金とみなされる。

2、寄附金の損金算入時期

法人税法上における寄附金は、実際に現金で支出した時に認識され、損金不算入額の計算対象となる。

したがって、未払金に経理した寄附金や支払手形振出しによる寄附金は、現実に決済されるまでは、損金に算入されない。

※期末現在、未払金(支払手形)計上の寄附金は、申告書別表四で加算(留保)することになる。

なお、仮払金に計上されている寄附金は、申告書別表四で減算(留保)し、寄附金の損金不算入額の計算対象とすることになる。

3、寄附金の損金算入限度額

(1) 一般の寄附金の損金算入限度額計算

① 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等	
(a) 資本又は出資を有するもの	㉑ 期末の資本金等の額×当期の月数/12×2.5/1,000 ㉒ 当期の所得の金額×2.5/100 ㉓ (㉑+㉒)×1/2=損金算入限度額
(b) 資本又は出資を有しないもの	当期の所得の金額×2.5/100=損金算入限度額に
② 公益法人等	
(a) 一定の学校法人、社会福祉法人	㉔ 当期の所得の金額×50/100 ㉕ 年200万円 ㉖ ㉔と㉕のどちらか多い金額が損金算入限度額
(b) 地方自治法上の地域による団体、政党交付金の交付を受ける法人である政党又は政治団体、特定非営利活動法人その他の財務省令で定める法人	当期の所得の金額×2.5/100=損金算入限度額
(c) その他の公益法人等	当期の所得の金額×20/100=損金算入限度額
(d) 長期給付を行う共済組合等の特例	記載略
※ 期末の資本金等の額:別表5(1)35欄の差引翌期現在の額	
※ 当期の所得の金額:別表4の仮計+支出寄附金の全額	

(2) 支出先別の損金算入限度額

① 国等に対する寄附金、指定寄附金の損金算入限度額

(a) 国又は地方公共団体に対する寄附金については、その全額が損金に算入される。

(b) 指定寄附金(公益法人等に対する寄附金で財務大臣の指定を受けたもの)は、全額が損金に算入される。

なお、指定は財務大臣が次の項目を審査して行われる。

- ・ 寄附金を募集しようとする法人(団体)の営む事業の内容
- ・ 寄附金の使途
- ・ 寄附金の募集の目的及び目標額及びその募集の区域及び対象
- ・ 寄附金の募集期間
- ・ 募集した寄附金の管理の方法
- ・ 寄附金の募集に要する経費
- ・ その他その指定のために必要な事項

(3) 特定公益増進法人若しくは認定特定非営利法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する寄附金の損金算入限度額

① 損金算入限度額

- ・特定公益増進法人に対して支出した寄附金の額
 - ・一般の寄附金の損金算入限度額
- 上記のうち、どちらか多い金額

② 特定公益増進法人の例示

- ・独立行政法人通則法に規定する独立行政法人
- ・地方独立行政法人法に規定する独立行政法人で、試験研究その他の業務を主たる目的とするもの
- ・自動車安全運転センター、総合研究開発機構、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業、日本赤十字社
- ・日本体育協会、日本オリンピック委員会等
- ・主目的業務に関し、その運営及び経理が適正などについて主務大臣等の認定を受け、かつ、その認定を受けた日の翌日から原則として2年を経過していないもの
- ・私立学校法に規定する学校法人に規定する学校法人で学校の設置若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの等
- ・社会福祉法に規定する社会福祉法人
- ・更正保護法人

③ 一定の事項を記載した書類の保存がなければならない。

(4) 国外関連者に対する寄附金

法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちその法人に係る国外関連者に対するものについては、その寄附金の額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されない。

法人税法37条 (寄附金の損金不算入)

内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 内国法人が各事業年度において当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して支出した寄附金の額があるときは、その寄附金の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち次の各号に掲げる寄附金の額があるときは、当該各号に掲げる寄附金の額の合計額は、同項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。

一 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。）の額
二 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したものの額
イ 広く一般に募集されること。ロ

教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法人、公益法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。5 公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額（公益社団法人又は公益財団法人にあつては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で公益に関する事業として政令で定める事業に該当するもののために支出した金額）は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、第一項の規定を適用する。6 内国法人が特定公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条（公益信託）に規定する公益信託で信託の終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。）の信託財産とするために支出した金銭の額は、寄附金の額とみなして第一項、第四項、第九項及び第十項の規定を適用する。この場合において、第四項中「」の額」とあるのは、「」の額（第六項に規定する特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭の額を含む。）とするほか、この項の規定の適用を受けるための手続に関し必要な事項は、政令で定める。

- 7 前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。
- 8 内国法人が資産の譲渡又は経済的な利益の供与をした場合において、その譲渡又は供与の対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額に比して低いときは、当該対価の額と当該価額との差額のうち実質的に贈与又は無償の供与をしたと認められる金額は、前項の寄附金の額に含まれるものとする。
- 9 第三項及び第四項の規定は、確定申告書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる金額又は第四項に規定する寄附金の額の記載及び第三項各号又は第四項に規定する寄附金の明細書の添付があり、かつ、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。
- 10 税務署長は、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されないこととなる金額の全部又は一部につき前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつた金額につき第三項又は第四項の規定を適用することができる。
- 11 財務大臣は、第三項第二号の指定をしたときは、これを告示する。
- 12 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。